

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
「(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成27年11月13日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業計画段階環境配慮書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 宮崎県東臼杵郡諸塚村及び西臼杵郡五ヶ瀬町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大14,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成27年 8月17日
環境大臣意見受理	平成27年11月 6日
経済産業大臣意見	平成27年11月13日

問合せ先:電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
「(仮称) 第二中九州大仁田山風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

- (1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
- (2) 事業実施想定区域に隣接して同事業者による工事中の風力発電所があり、累積的な環境影響が懸念されるため、本事業との累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響

事業実施想定区域の周辺には、住居が存在しており、工事中及び供用時の騒音等に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成11年7月、環境省）及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影の影響

事業実施想定区域の周辺には、住居が存在しており、供用時の風車の影に係る環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、クマタカ等の希少猛きん類等の生息が確認されており、当該区域の周辺ではクマタカの繁殖活動が確認されている。このため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然植生、保安林等の重要な自然環境が存在しており、地形改変による植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、自然環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路や無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。